日　時　平成二十四年十月二十九日（予備、同月三十日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第二百三十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十月十九日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十月三十日（予備、同月三十一日）の〇六〇〇から二三〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第二百三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十月十九日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十一月二日（予備、同月三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第二百三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十月十九日

防衛大臣　森本　敏

日　時　平成二十四年十一月七日（予備、同月八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇東北地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　路線名　日本海沿岸東北自動車道

(二)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　

(ア)　酒田市藤塚字ふけ田一〇五番から山形県飽海郡遊佐町比子字服部興野一四番三まで　一二・七〇～九四・七〇メートル　五・二〇八キロメートル

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十九日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　

石巻市蛇田字道上一二〇番から同市蛇田字沼向前六二番まで　前　四九・八〇～五八・〇七メートル　一一・一〇〇キロメートル

後　四九・八〇～九二・六〇メートル　一一・一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　

仙台市青葉区作並字元木一三番五から同市青葉区作並字深沢山八番二まで　前　八・八九～四〇・五九メートル　一一・〇八四キロメートル

後　一八・八八～四八・二五メートル　一一・〇一九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

〇東北地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号